

「メディカルトリビューン関連労働組合の川崎副委員長に対する 一方的な遠隔地配転辞令に抗議し、早期撤回を求める決議」

株式会社メディカルトリビューン（代表取締役社長 西川 朋希、以下、会社）はメディカルトリビューン関連労働組合（以下、組合）と日本出版労働組合連合会（以下、出版労連）との団体交渉中にも関わらず、2月1日に、一方的に組合の川崎副委員長に対して、2月8日付でメディカルトリビューンキャリア事業部（医師専門求人紹介事業）福岡事業所への配転を命じました。

2015年9月にメディカルトリビューンの株主になった(株)桜十字は、労務担当として藤井取締役を送り込み、同年12月に23項目に及ぶ就業規則の不利益変更を行いました。また、2016年9月には40代の女性社員5名に対し部署異動を命じ、それまでの担当業務とは全く異なる営業職に就かせました。川崎さん以外の組合員3名を退職に追い込みました。

2017年11月、会社は、川崎さんに対し、新規に立ち上げる熊本事業所に2018年1月15日付で異動するようにと打診や内示をしてきました。熊本は親会社の桜十字の本拠地でもあり、桜十字熊本東病院の一角に据える熊本事業所での業務は、会社の業績回復に不可欠だと経営陣は力説しました。しかし、1月16日の団体交渉の終盤に組合からの指摘に対し、異動先を「福岡事業所」へ変更にしたことを明かし、自らこの配転のいい加減さを露呈するに至りました。

組合はこの間の団体交渉の中で、「川崎さんを福岡に異動させる必然性がない」「現地採用がより合理的である」「本社勤務でも九州担当の業務はできる」そして、「遠隔地配転により、永年東京で生活してきた川崎さんの生活基盤が根本的に破壊される」「配転規定が不十分で、年間で数十万円の個人負担を強いられ看過できない」として再検討を求め、組合との協議が整うまで、一方的な配転辞令は出さないようにと申し入れてきました。

また、会社はこの間、川崎さんに対して事実に基づかない譴責処分を出して始末書の提出を要求するばかりか、藤井取締役が川崎さんの隣席に移動して日常的に監視し、パワハラまがいの攻撃をしてきました。そのような経過の中での福岡事業所への配転命令は川崎さんを本社から排除することだけを目的とした組合攻撃であると言わざるを得ません。そして、これは人権侵害に当たります。

メディカルトリビューン関連労働組合、出版労連、中南部地域協議会、医書共闘会議、組織争議対策部、東京法律事務所で結成した「メディカルトリビューン関連労働組合支援対策会議」を中心に早期の解決を求め、憲法で認められている団結権、団体交渉権、団体行動権を駆使し、あらゆる行動をすすめていきます。2月2日には東京地方裁判所に仮処分命令申立を行い、川崎さんは2月8日から指名ストに入っています。

本大会において、メディカルトリビューン関連労働組合の川崎さんに対する一方的な遠隔地配転辞令に抗議し、早期撤回を求めると共に、会社の組合攻撃に対し組合員が安心して働き続けられる職場づくりを目指し、私たち出版労連は総力を上げて支援することを決議します。

2018年2月16日
日本出版労働組合連合会
第130回臨時大会